

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和6年2月6日（火）9：00～9：40

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、有吉総括係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

高温ガス炉プロジェクト推進室 HTR-熱利用試験準備グループ GL

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長 他1名

大洗研究所 高速炉サイクル研究開発センター 高速実験炉部 部長 他1名

人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 部長 他1名

5. 要 旨

(1) 加工の事業に係る廃止措置計画変更認可申請について

①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画変更認可申請の概要について、資料に基づき説明があった。

②原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

・廃止措置計画変更認可申請を2段階に分けて申請する方針とのことであるが、廃止措置計画では詳細設計まで審査するので、基本方針だけで認可することはできない。1段階での申請について再度検討すること。

・核燃料物質の譲渡に際して、新たな設備の設置に係る許認可手続きとして、加工事業に係る廃止措置計画変更認可申請で対応することは可能である。ただし、使用施設の核燃料物質を加工施設に譲渡した上で加工施設から払い出す予定としている点について、廃止措置をしている加工施設が新たに核燃料物質を受け入れることは想定していない。新たな設備の設置については、使用の許可も受けた上で、使用の核燃料物質の処理をする必要がある。

(2) 常陽燃料製造について

- ①機構から、常陽の燃料製造について、MOX 加工施設の規制基準を変更した上で、MOX 加工施設の許可を取得した施設において燃料を製造することを現在検討中である旨、口頭にて説明があった。
- ②原子力規制庁から、以下の点を伝えた。
 - ・ MOX 加工施設の規制基準の変更を正式に要望するのであれば、知らせること。
- ③機構から、承知した旨の回答があった。

(3) HTTR 水素製造について

- ①原子力規制庁から、HTTR で水素製造を行うに当たっては、原子炉等規制法を適用する範囲（原子炉施設及び附属施設）の境界を明確にする必要があることから、これを整理した上で、今後実施される行政相談の際に明示するよう求めた。
- ②機構から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 加工の事業に係る廃止措置計画変更認可申請について